

午前10時 開議

議長（堀口武視君） ただいまから平成16年第2回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において13番 稲留照雄君、14番 南 良徳君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、泉南監報告第4号 例月現金出納検査結果報告から日程第6、泉南監報告第8号 例月現金出納検査結果報告までの以上5件を一括議題といたします。

本5件に関し、監査委員の報告を求めます。監査委員 島原正嗣君。

監査委員（島原正嗣君） 皆さんおはようございます。連日御苦労までございます。それでは、議長の御指名をいただきましたので、ただいまから平成16年1月分から4月分までの例月現金出納検査を執行しました結果を報告いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づきまして、平成16年1月、2月分は平成16年3月30日に、3月、4月分は平成16年5月26日に、井上監査委員と私が検査を執行いたしました。これについては、一般会計、特別会計等収入役扱い分並びに水道事業会計分の関係資料を中心に出納関係諸帳簿及び証拠書類、現金預金現在高等について収支内容を照合したところ、いずれも符合いたしており、出納は適正に行われていたものと認定をいたします。

以上、甚だ簡単でございますが、検査報告といたします。

議長（堀口武視君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。 質疑等なしと認めます。

以上で監査報告5件の報告を終わります。

次に、日程第7、報告第1号 専決処分の承認を求めるとして（泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）及び日程第8、報告第2号 専決処分の承認を求めるとして

（泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）の以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました報告2件につきましては、いずれも報告書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。中谷助役。

助役（中谷 弘君） ただいま一括上程されました報告第1号、専決処分の承認を求めるとして、泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定及び報告第2号、専決処分の承認を求めるとして、泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

これらの報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例及び泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるとしてあります。

これらの専決理由につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律が平成16年3月31日に公布され、4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の措置を講ずる必要から、3月31日をもって専決処分したものであります。

それでは、まず報告第1号、泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案書5ページから14ページを御参照願います。

まず最初に、個人市民税関係についてでございます。5ページでございますが、まず1点目は、個人市民税の均等割額の見直しであります。市町村市民税の均等割につきましても、人口段階別に年税額2,000円、2,500円、3,000円の3段階に税率区分されておりますが、今回の改正でこの税率区分が廃止されまして、税率が年額3,000円に統一されるものであります。本市の場合、現行の2,500円から3,000円に変更されることとなり、平成16年度課税分の個人市民税から適用されることとなるものであります。

また、市民税均等割の納税義務を負う夫と生計

を一にする妻で夫と同じ市町村内に住所を有する者に対しましては、所得額にかかわらず均等割が課税されない非課税措置が講じられておりましたが、この非課税措置が平成17年度課税分の市民税から廃止され、平成17年度課税分については1,500円、平成18年度課税分からは3,000円の均等割が課されることとなるものであります。

次に、2点目でございますけれども、これも5ページでございますが、個人市民税の所得割及び均等割の非課税限度額の引き下げであります。これは生活保護基準額及び生活扶助基準額の引き下げに伴いまして、個人市民税の所得割の非課税限度額及び均等割の非課税限度額を引き下げることとなります。

所得割の非課税限度額の引き下げにつきましては、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合に適用されております加算額を1万円引き下げ3.5万円に、また均等割の非課税限度額につきましては、この加算額を2万円引き下げ2.0万円とするものであります。

なお、この改正は平成17年度課税分の市民税から適用されるものであります。

次に、3点目は10ページでございますけれども、土地家屋等の譲渡所得に係る個人市民税の税率の引き下げであります。これは不動産取引等の促進を図るために、取得の日から所有期間が5年を超えた土地、建物の長期譲渡所得について100万円の特別控除を廃止し、個人市民税の税率を現行の100分の4から100分の3.4に引き下げるものであります。

また、長期譲渡所得のうち優良なる住宅地の造成等のため土地を譲渡した場合の課税の特例に係る税率が、従来4,000万円以下の部分について100分の3.4、4,000万円を超える部分について100分の4であったものをその税率区分及び税率を変更し、2,000万円以下の部分について100分の2.7、2,000万円を超える部分について100分の3.4とし、その特例の適用期間を平成17年度分から平成21年度分まで5年間延長するものであります。

また、取得の日から所有期間が5年未満の土地、建物等を譲渡したことによる所得であります短期

譲渡所得につきましても、現行の市民税100分の9または全額総合課税した場合の上積み税額の100分の110相当額のいずれか多い方の金額で課税していたものを一律100分の6に引き下げられたものであります。

国、地方公共団体に対する譲渡につきましても、現行の市民税100分の4または全額総合課税した場合の税額のいずれか多い方の金額で課税していたものを100分の3.4に引き下げられたものであります。また、土地、建物等の譲渡所得の計算上生じる損失の金額につきましては、土地、建物等の譲渡による以外の所得との通算が適用されなくなったものであります。

4点目は、居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度の創設であります。居住用財産を買いかえた場合、譲渡財産と買いかえ財産の間の譲渡損失が生じたときは、翌年度以降3年間の繰越控除が認められておりますが、今回の改正によりまして、居住用財産の買いかえにつきましては、譲渡した資産に住宅ローンの残高を有することが条件とされておりましたが、その要件を撤廃し、制度の拡大を行ったものであります。

加えまして、賃貸住宅への住みかえにつきましても、譲渡損失が生じた場合には、住宅ローンの残高がある場合に限りまして繰越控除制度が適用されるものであります。これらは平成17年度課税分の市民税から適用されるものであります。

最後に、固定資産税関係でありますけれども、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するために取りつけた附帯設備につきましては償却資産とみなし、当該施設を取りつけた者を所有者として固定資産税を課することができる旨の関係規定の整備を行うものであり、平成16年4月1日以降の取りつけた附帯設備に適用するものであります。

以上、泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

次に、報告第2号の泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書19ページをお開き願います。今回の改正は、地方税法等の法律が改正されたことに伴いまして、当該法律の規定を関係条例中において引

用している部分について所要の調整を行うため改正したものであります。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（堀口武視君） これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。 真砂議員。

21番（真砂 満君） 報告案件でございますから、1点に絞って質問させていただきたいと思っております。

これは先ほど助役の方から提案理由が述べられて、3月31日に公布をされ4月1日に実施ということで、議会を開催するいとまがないということでございます。これは了とするわけでございますけれども、要はこの6月議会までにこの法改正の趣旨の説明を我々にどのような手法を使って周知をされたのか、そこらが疑問になってくるわけですね。

というのは、もう4月1日からこれが実施をされていくわけですから、当然正式には3月31日公布をされるということでありまして、行政におかれましては、一定事前にこういった情報等も流れているというふうには理解をしておりますが、実際にこの定例会前に確かに各常任委員会の方に報告があったというふうに思うんですけれども、4月1日からこの6月議会、常任委員会までの間ですね。どのような手法で議会の方に周知をされたのか、お示しをいただきたいと思っております。

議長（堀口武視君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 今回の税制改正でございますが、これは毎年あることではございますが、3月31日公布されて4月1日から適用されるということで、今年度の適用分につきましては、私たち議会の開催前の事前の説明会で初めて議長初め議会の皆さん方に御説明させていただいたところでございます。

4月1日以降、正確にはわかりにくい部分というのもございますが、今後その辺正確な部分がわかった段階で事前にもっと早く説明させていただきたいと考えておりますので、その点よろしくお願いたします。

議長（堀口武視君） 真砂議員。

21番（真砂 満君） 従前から行政と議会とのあり方について議論させていただいてるところでございますけれども、実際4月1日に法改正をされてわかりづらい部分、確かにあるというふうには思いますけれども、ただ執行される中で、4月1日にわかりづらいではやっぱり不都合があるわけですから、その辺は現実問題としてあったとしても、部長の方からわかりづらいから説明ができないんだみたいな話になると、また問題が違うのではないのかなというふうに思います。

それと、4月1日に施行されて6月、これ3カ月あるわけですから、議会との関係からいけば当然議会議員の方にも周知をさす、してもらおうという努力は当然必要だというふうに思うんです。今回の議会の事前の説明では、もう既に広報の方にこの部分はたしか出てたと思うんですね。

我々、市民から広報を見て問い合わせをしていただいても、何ら答えすらできない部分というのはあったわけで、そういうあり方であると困るわけですし、議会の運営上も報告案件でこの本会議場で従前のようにかんかんがくがくするのはいかなものかなというふうに私自身思っているところでありまして、その辺はもっと事前に議会議員の方に説明をすべきではないのかなと。

一応財務部長の方から今後はというお話がございましたので、それに期待をしたいと思うんですが、毎年こういった改正もあるというふうに今お聞きをいたしましたので、本当に今後はそういったことできちっと議会の方に提示をしていただけるのかどうか、再度お聞きをして終わりたいと思っております。

議長（堀口武視君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 専決処分した報告につきましては、従来から今のようなスタイルでやっておりますけれども、しかし内容が非常に市民と密着したものでございますし、また当然、議員各位知っていただかなければいけない内容でございますので、先般代表者会議でも議長の方から、こういういろんな動きについては、速やかにタイムリーにやっぱり報告するよという御注意もいただいておりますので、今後はそういうことで我々の方も情報をキャッチした段階、あるいはこうい

う緊急に専決をした場合には、速やかに常任委員会を中心に御報告をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（堀口武視君） 成田議員。

18番（成田政彦君） 今回の条例の改正の部分は、1つは、今度政府が個人住民税の均等割見直し住民税、これは増税という性格があるんですけど、それともう1つは、1948年の地方税法が改正施行されて以来、夫と妻は同一生計ということで、今まで妻には均等税はかからなかったんですけど、それが課税されるということで、これも地方税法では大きな改革になるんです。

その2点の中で1つお伺いしたいのは、1つは住民税、人口規模が大体5万以下、5万を超えて50万ということで、これの差をなくすということで、2,500円を3,000円にするというんですけど、大体泉南市民の中でどの程度の人たちにこれが課税され、年額はどの程度になるのか。

それから、もう1つ、たしかこれは何も市民税の3,000円だけでなく都道府県分もあると思うんですけど、都道府県分を含むと大体幾らになるのか、それをちょっとお伺いしたいです。

それから、妻の問題です。これも大体課税世帯は何人ぐらいで、どの程度の年の増税になるのか。

それから、もう1つは控除の方ですけど、12条2項の22万円から20万円、それから附則4条第1項中の36万から35万、わずかですけどね。これは世帯数で大体どの程度の年収になるのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

議長（堀口武視君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 今回、個人住民税関係でそれぞれ均等割の非課税の限度額、あるいは所得割の限度額等改正されまして、御質問のうち個人住民税の市民税の均等割の15条関係なんですけど、従来2,500円で行っていましたが、泉南市の場合、それが全国的に一律に500円上がりまして3,000円というふうになっております。そして、対象者でございますが、約2万人ということで、影響額として年間1,000万円というふうになっております。

そして、ほかに府民税がかかってくるわけなん

ですが、これは1,000円で据え置きということでございますので、実質市府民税で3,500円から4,000円になったということです。

そして次に、これまで生計を同一にしていた配偶者、例えば妻に対しましては非課税とされておりましたが、今回それも17年度から適用されるということになりました。

これに伴います対象者でございますが、これは15年度のデータですので約2,700人、そして影響額といたしましては、17年度が1,500円になりますので約400万円、18年度が3,000円ということですので約800万円となっております。

そして次に、均等割と所得割の非課税の限度額ということで、この対象者につきましては、現在電算の中へその対象者をつかむプログラムとありますが、そのデータが入っておりませんので、その対象者はちょっと把握できませんが、標準世帯の場合で申しますと、夫と収入のない妻ですね、子供2人の4人家族の場合でございますが、均等割の非課税の限度額が収入で240万3,000円から237万1,000円、3万2,000円の引き下げとなっております。

所得割の非課税限度額でございますが、夫と収入のない妻、子供2人の4人家族の場合でございますが、収入で277万2,000円から276万7,000円と5,000円の引き下げというふうになっております。

以上でございます。

議長（堀口武視君） 成田議員。

18番（成田政彦君） 控除の方は額はわかるんですけど、これは影響額とか、あるいはちょっとわからないということやね、今それについては。

議長（堀口武視君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 控除の額でございますが、プログラムの中で対象者という把握のプログラムができておりませんので、その辺ちょっと把握できませんので、影響額については現在把握いたしておりません。

以上です。

議長（堀口武視君） 成田議員。

18番（成田政彦君） 先ほど真砂議員さんが言

われたんですけど、専決処分されとるんですけどね。実質これは住民税の増税と、こういう性格を持った税の改法だと思っんです。そら額は少ないんですけど、年間1,000万円の増収になるということで、厳しい中でこれは私どもとしては、府の方もあるんですけど、こういう妻の方も今度は一足飛びに改正されるということで、小さいように見えるんですけど、全体としては、政府としては地方税法の大きいところを増税に変えていこうというのは、これは国家予算の2004年度の政府の説明で我が党の議員のそういう質問に答えとるんですけど、本来ならこういう増税の問題は専決するんじゃないかと私は思っんですけど、その点市長に最後もう一遍。

議長（堀口武視君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 上位法の改正でございまして、日程的にもちょうど3月議会が終了した後と、しかも4月1日施行ということでございまして、そういういとまがなかったということで専決処分をさせていただきます。

ただ、その内容について先ほど真砂議員からも御指摘ございましたけれども、もう少し早く、できるだけその全容がわかった時点で、所管の委員会初め議員各位に御説明をすべきであったという点については、先ほども申し上げましたように、以後十分気をつけてタイムリーに報告をさせていただきたいと、このように考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。 成田議員。

18番（成田政彦君） 日程第7、報告第1号、専決処分を求めるについて、泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論を行います。

これは政府がいわゆる住民税非課税世帯の改悪、それから同一生計の妻に対する均等割の課税などがされるものであって、さっきの報告でありましたように大体年間1,800万円程度の増税になります。この生活の非常に苦しい中で、こういう増

税については反対せざるを得ません。

以上です。

議長（堀口武視君） 以上で本2件に対する討論を終結いたします。

これより報告第1号から報告第2号までの以上2件に関し、順次採決いたします。

まず、報告第1号を採決いたします。本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀口武視君） 起立多数であります。よって報告第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、報告第2号を採決いたします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（堀口武視君） 御異議なしと認めます。よって報告第2号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第9、報告第3号 専決処分の承認を求めるについて（平成15年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（中野克己君）

〔報告書朗読〕

議長（堀口武視君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。中谷助役。

助役（中谷 弘君） ただいま上程されました報告第3号、専決処分の承認を求めるについて、平成15年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第9号）につきまして御説明申し上げます。

議案書21ページをお開き願います。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました平成15年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第9号）につきまして、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

専決理由につきましては、平成15年度の実施事業に充当される起債が融通決定されたことに伴いまして、起債の限度額に変更が生じた等の理由により補正措置を専決処分したものであります。

23ページをお開き願います。補正の内容であ

りますけれども、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億295万7,000円としたものであります。

それでは、歳出につきまして簡単に御説明を申し上げます。40ページをお開き願います。地域福祉基金費の積立金7万1,000円につきましては、地域福祉基金からの繰り替え運用などに伴います利息相当分を積み立てるため補正したものであります。

また、文化ホール屋上防水事業、防災機材の整備である消防施設整備事業、各保育所整備事業などの実施事業に充当される起債が融通決定されたことに伴います地方債の追加、変更につきましては、29ページから31ページに記載のとおりであります。なお、歳入の明細につきましても33ページから34ページにかけて記載のとおりであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（堀口武視君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。松本議員。

11番（松本雪美君） これまで新しい事業をするときには当然起債も国の方が認めてくれると、こういう事態であったんですけども、今度はいろんな改修やとか、いろいろ教育施設なんかの整備事業とか、そういうものを含めて地方債の追加とそれから変更ということで、実施されたものに対して限度額を上げて起債を認めてくれると、こういう事態になったというんですけれども、これは何か意味があるんでしょうか。

議長（堀口武視君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 今回、起債の追加あるいは変更ということで、総額で15件で約1億8,500万の起債となっております。基本的には改修等につきましては起債が認められないということで、私ども公共施設整備基金の取り崩しということで、それを充当しておりましたが、何か今回申請いたしますと起債も認められたということで、このような起債の発行になりまして、そしてその分見合う額として公共施設整備基金の取崩額をも

との基金に戻したということでございます。

これまで改修についての起債は、認められたり認められなかった場合もあるんですが、今回認められたということでございます。その辺の理由というのはちょっと我々はつかんでおらないところですので、よろしく願いいたします。

議長（堀口武視君） 松本議員。

11番（松本雪美君） 公共施設整備基金を取り崩さなくても起債が認められてよくなったと、ということですけど、実際には発行してくれた市債そのものが泉南市の財政に負担を与えていく、借金として残っていくと、こういうふうに言わざるを得ませんね。

あと、繰越明許も載ってますけど、その後の部分で出てきますので、また改めて質問させていただきます。それだけで結構です。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（堀口武視君） 御異議なしと認めます。よって報告第3号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第10、報告第4号 専決処分の承認を求めるについて（平成16年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（中野克己君）

〔報告書朗読〕

議長（堀口武視君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。中谷助役。

助役（中谷 弘君） ただいま上程されました報告第4号、専決処分の承認を求めるについて、平成16年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。

議案書45ページをお開き願います。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いた

しました平成16年度大阪府泉南市一般会計補正予算(第1号)につきましては、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

専決理由につきましては、平成15年度一般会計の出納が平成16年5月31日をもって閉鎖されるに当たり4億1,163万5,000円の赤字となりますので、地方自治法施行令第166条の2の規定により翌年度の歳入を繰り上げて充当の上決算を行うことから、平成16年度予算において不足額の予算措置が必要なため専決処分したものであります。

47ページをお開き願います。補正の内容がありますが、歳入歳出総額にそれぞれ4億1,163万5,000円を追加いたし、215億6,055万7,000円とするものであります。歳入歳出の明細につきましては、51ページから52ページに記載しているとおりであります。

以上、簡単であります、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(堀口武視君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。 大森議員。

4番(大森和夫君) 簡単に説明があったわけですけども、これはこれでまた赤字ということで、大変な市の財政状況なんですけども、ちょっと詳しい説明をお願いしたいんです。例えば基金の取り崩し状況とか、それからこれで6年連続の赤字になるんですかね。そういう点、それから健全化計画から見てどうなのか。概略で構いませんのでね。

それから、あと一般質問の中ではいろいろこういう財政難になった理由などの質問もあり、その理由なども述べられましたけども、根本的にこういう結果になったその財政難を連続して起こしているということに対する反省の弁がなかったと思うので、その点ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長(堀口武視君) 大前財務部長。

財務部長(大前輝俊君) 今回、平成15年度で約4億1,200万円の実質収支の赤字となっております。これは平成10年度からずっと赤字が出

ておりますので、6年目というふうになります。

そして、健全化計画と比較ということですが、平成14年度の実質収支が7億8,500万の赤字がございました。今回、健全化の見込みですと5,000万円ほど下がりました、健全化では7億3,600万円というふうに15年度考えておりましたが、決算では4億1,200万ということで、3億7,300万円単年度の黒字というふうになっております。

ただ、これの理由ということですが、人件費関係で人事院勧告のマイナス分がございましたのでその分と、それで人件費関係の不用額ということで大体2億円余りあったというふうに考えております。ただ、まだ決算の状況を概算でしかつかんでおりませんので、今、決算統計を取りまとめ中ということでございますので、詳しいことについてはまだその辺までしかつかんでおりません。

そして、今回3億7,300万円の基金の黒字ということでございますが、実質的には公共施設整備基金あるいは公債費管理基金、また地域福祉基金から2億円の繰り替え運用ということで、5億9,500万円取り崩しとか繰り替え運用でいたしております。したがって、実質的には2億2,000万円程度の赤字というふうになっております。

そして、反省の弁ということでございますが、我々健全化計画を14年の9月に策定いたしまして、14年決算で大きな乖離が生じたということで、15年の9月にローリングをいたしました。その後、三位一体改革等があったわけですが、今回5,000万程度の健全化見込みでは黒字であったものが、同じ条件で3億7,300万円の単年度黒字になったということでございます。

今後、その4億1,200万円の実質収支の赤字をどのようにして消していくのかということですが、第3次の行革とか、あるいは決算がまとまった時点で健全化のローリング等いたしまして、その中で吸収するような形で平成16年度の黒字化というものを目指していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長(堀口武視君) 大森議員。

4番(大森和夫君) 今、お話しありましたよう

に、いずれにしる人件費、これは職員さんに負担がかかると。それから、受益者負担という形でいろんな値上げもあるということで、これは当然市民にも負担がかかるということで、できてないこともたくさんあるわけですよ。

僕も何度も、昨日も質問してもらいましたけども、高額滞納者の税収引き上げとかいうのは目標に達してない部分があるわけですよ。そういう意味でいうと、今のが反省なのかどうかよくわかりませんが、やっぱり真摯な気持ちで市民に情報公開もすると、それから反省もして、高額滞納者に対しては税金をきっちり払ってもらいな、市民全体ですけども、そういうお願いもすると、職員さんにもお願いをするというふうな姿勢が大事だとは思いますが。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

成田議員。

18番（成田政彦君） ことし4億程度の赤字なんですけど、来年の平成16年、それから17年、18年というのは、市長も御存じの三位一体の影響がね。ことしの三位一体の影響は大体4億、正確に言うと4億ちょっとの減収になるということで、ことしこれだけ、4億のマイナスになっただけなんですけど、さっき新財政再建計画で7億ほど予定しておったけど、3億ほど改善されたとちょっと聞いたんですけどね。

これ三位一体の影響を受けると、ことし4億あるということは、来年ももちろんこれ赤字になるんじゃないかと、単純に僕考えるんですよ。来年だったら4億7,000万かな、三位一体の影響が。ことしは4億1,000万。8億ぐらいのそういうのが出てくるんじゃないかと思うんですけど、その三位一体との関連で、ことしの赤字の影響をどう見るのかということ。

もう一つは、市税の徴収が88億ということで、やはり非常に落ち込んできると。交付税の22億、これは妥当なのか、僕それはちょっとわからないんですけど、この辺は市税の徴収88億と交付税の20億2,000万、これは予想どおりであったのか。その3点だけちょっとお伺いします。

議長（堀口武視君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 平成15年の9月に口

ーリング案を作成した時点で三位一体の改革ということで、今のところ単純合計ですが、8億円を超える影響額が出るのではないかとというふうに試算いたしております。

平成14年度末の繰上充用が7億8,500万ということで、今回基金の繰り替え運用等でその分を消す予定でございましたが、8億円を超える影響額があったということで、予算編成の時点で収支均衡中ということでそれを使い込んでしまったというような状況になっております。

実質的に4億1,200万の実質収支の赤ということでございますので、今後、予算が今動いてるわけなんですけど、事業とか施策とか、可能な限り歳出の削減に努めまして、そして第3次行革とか健全化計画のローリングの中でそれを吸収する方向で対策を講じてまいりたいと考えております。

徴収が88億円ということで、健全化計画より実質800万円ちょっと足らなかったというふうになっております。これにつきましても今徴収率について分析中でございますが、我々といましては、やっぱり景気の低迷による営業不振が大きく影響したのではないかなと考えております。

そして、地方交付税22億円ということでございますが、これは特別交付税等は我々3,000万から4,000万ちょっと多く入ったなと考えております。

すみません、ほかに何かございましたか。そういうことでございます。よろしくお願いたします。

議長（堀口武視君） 成田議員。

18番（成田政彦君） 市長にお伺いしますけど、三位一体の問題なんですけどね。たすき持っていたと。当然ですわね。来年、再来年と2年まだあるでしょう。だから、市も非常に厳しいマイナスで、財政運営は大変だと思うんですけど。来年もこれは黒字ちょっと厳しいんじゃないかと思うんですけど、その点を最後にちょっと。

議長（堀口武視君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 三位一体改革、特に今年度といいますか、16年度は全国一律に非常に厳しい状況でございました。それも昨年の暮れぐらいに急に何かバタバタと出てきたという感じで、

それをはね返す時間的な余裕もなかったというのが現状でございます。

全国から大きな怒りが出まして、政府もこれではいかんということで、総務省は大分頑張っているというところで、今回ですね。先ほど言いました全国市長会にも総務大臣が来ていただいて、そのあたりの総務省としての麻生プランの報告がございました。一応3兆円は税源移譲しますよということがほぼ決まったということでございます、閣議決定したということでございますんでね。

あと、そのかわり補助金を削減するというところでございまして、これがどの程度になるのかというのはこれからの課題でございまして、ことしじゅうにそれを取りまとめということになっているわけですが、いずれにいたしましても、17年度は本当に我々も頑張らなきゃいけませんし、都道府県、それからその他の公共団体も頑張らないといけないというふうに思っております、何としてもこういう16年のようなことにならないように、そうならばもう地方は立ち至っていかないということになりますんで、全力を挙げて取り組んでいきたいというふうに思っております。

15年度の特別交付税も、今回は私どもと、それから正副議長さんも非常に厳しいということで陳情いたしまして、まず全国平均といいますか、大阪府平均よりもかなり高い率で額をいただいたということでございまして、それなりの私どもも、あるいは議会のお力もかりて努力をいたしてきたわけでございますんで、今後ともこの厳しい時代でございますんで、我々行政はもちろんでございますが、また正副議長さんにもその実情なり訴えをしながら、議会のお力もかる中で、できるだけ国あるいは府のお金をちょうだいできるようにこれからも最善の努力を尽くしていきたいと考えております。

議長（堀口武視君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより報告第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（堀口武視君） 御異議なしと認めます。よって報告第4号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第11、報告第5号 専決処分の承認を求めるについて（平成16年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会議務局次長（中野克己君）

〔報告書朗読〕

議長（堀口武視君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。中谷助役。

助役（中谷 弘君） ただいま上程されました報告第5号、専決処分の承認を求めるについて、平成16年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

議案書55ページをお開き願います。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました平成16年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

専決理由につきましては、平成15年度国民健康保険事業特別会計の出納を閉鎖するに当たりまして1億1,977万9,000円の赤字となりますので、地方自治法施行令第166条の2の規定により、翌年度の歳入を繰り上げて充当の上、決算を行うことから、平成16年度予算において不足額の予算措置が必要なため専決処分したものであります。

57ページをお開き願います。補正内容につきましては、歳入歳出の総額にそれぞれ1億1,977万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ65億831万4,000円とするものであります。

歳入歳出の明細につきましては、61ページから62ページに記載のとおりであります。

以上、簡単であります。説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（堀口武視君） これより質疑を行います。
質疑ありませんか。 上山議員。

10番（上山 忠君） 1億1,977万9,000円の赤字になったということなんですけども、しからは平成15年度の滞納金額、それから累積の滞納額、それと15年度の徴収率、以上3点をお願いします。

議長（堀口武視君） 平島国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（平島長史君） 滞納額と徴収率とを御説明します。

平成15年度分の滞納額は1億9,883万円で、調定額に占める割合は10.7%程度となっています。収納率としては89.3%、内訳としましては、分割納付を含む一部未納金が1億600万程度、53%、全期末納者は47%、約9,300万円となっています。未納件数は2,393件です。

それから、15年度の累積滞納額ですが、先ほどの1億9,883万と足しまして9億2,804万6,290円となっています。

以上です。

議長（堀口武視君） 上山議員。

10番（上山 忠君） 実際の数字をお聞きしますと、すごいですなと言うしかないんですけども、これは毎年聞いてるわけですけども、だんだん、だんだんふえてきてるし、累積も9億2,800万あるということで、昨年と同じ時期にお聞きしたときに、そろそろ耐えられなくなるので値上げを検討しなければならぬというふうな御答弁あったんですけど、その辺についてはどういうふうにご考慮されるのか。

それと、徴収率が89.3ということで、この数字についても一向に上がらないということで、国保の徴収率については、ある程度数字的に低ければ、要はペナルティーがあるということなんですけども、この辺の改善ですね。どういうふうにご考慮されるのか、再度お願いいたします。

議長（堀口武視君） 平島国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（平島長史君） 国保税の値上げですけども、少子・高齢化社会の進展によりまして、高齢者の老人医療費の増加や景気低迷に伴う雇用環境の悪化等による被保険者の増加や保険料（税）減額世帯、減額額の増加など、不

況の影響によりいずれの市町においても、国保会計は非常に厳しい状況となっています。また、その影響により本市も今回累積赤字となっております。今後、保険税率の見直しはせざるを得ない状況にあります。

赤字の要因ですけども、平成14年度泉南市の老健対象者療養費は1人当たり85万6,403円で、一般若人15万3,369円の約5.6倍の療養費となっています。平成14年度における65歳から69歳の段階的に75歳に移行する人口は2,596人で、1年間に約519人増加してまいります。毎年老人医療費が約4億4,400万増加してくると考えます。

国保財政の確保については、少子・高齢化社会の進展による高齢者の老人医療費の増加や保険税減税等、先ほど申しました理由によりかなり厳しい状況になっています。今後の国保税率については、見直しをせざるを得ない状況にあります。

それと、毎回ですが、徴収率が低いということなんですけども、率としては前年より0.06%下がっておりますが、うちの課員は毎晩夜遅くまで徴収等の事務にあたっております。

なぜかといいますと、分納がふえれば一般にほとんど窓口事務にとられ、滞納整理については、時間が終了後、夜遅く12時近くまで毎日残ってやっておりますので、係員の体制としましてはちょっと人数が少ないんですが、頑張っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（堀口武視君） ほかに。 松本議員。

11番（松本雪美君） ちょっとお聞きしますけれども、勘違いしてたらすみません。

老人保健の方から国民健康保険の方に14年の10月に移行されたという形での保険の処理をしなくてはならない、その年齢は70歳からなんですよね。

普通なら老人保健の財政の中で処理されていくべきものが、そういう形で新たな法整備、法改正のもとに国保に押しつぶされてきて、私はこれからは後も先ほどちょっと説明聞いてよくわからなかったんですけど、経過措置ということで多分あると思うんで、その辺のところをもうちょっと詳しく説明をしていただきたいんですよ。

議長（堀口武視君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 老人保健法の改正の点でございますが、御指摘のとおり平成14年10月に改正されております。経過措置といいますが、70歳から5年をかけて75歳に移行するというので、既に14年の10月からスタートしております。

だから、15年度の国保会計にとりましては、丸1年影響が出ておるといってございまして、高齢化によりましてどんどん高齢者人口がふえる中で、老人保健も移行しますけども、当然かさんでいくと、老人の人口によって。利用者ともふえていくという傾向の中で、こういう改正がされておるといってございまして。

議長（堀口武視君） 松本議員。

11番（松本雪美君） そうすると、ちょっとお尋ねしますけれども、その経過措置で5年間にわたってこれからどんどん国保の方に移行されてくるということですから、もっと国保の方に負担がかぶさってくるということになるでしょうから、今1年間でどのくらいの額が国保の方に押しつぶされてきたのかということを知りたいんです。人数そのものは、現在70歳から75歳までの方たちの人数ね。ちょっとその辺のところも聞かしてほしいなと思うんですよ。

国保の方に影響を及ぼすということですから、当然赤字の大きな原因になってるんじゃないかなと。原因はもちろん滞納もあるでしょう。徴収率の大きな部分もあると思います。しかし、それ以上に施策の点で変更された部分で大きな影響を受けるというところもあると思いますので、その辺について聞かしてもらいたいなと。

議長（堀口武視君） 平島国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（平島長史君） 先ほども赤字の要因ということで、高齢者の移行ということもありますが、平成14年度の保険給付費合計決算額は27億8,688万円で、これは11カ月ベースとなっております。そして、1カ月当たり約2億5,335万円と。保険給付費がそのくらいの額でありましたが、平成15年度の保険給付費合計決算額は、12カ月のベースで32億8,197万円、1カ月当たり約2億7,349万円とな

ります。

そしたら、前年度の1カ月当たりより約2,000万、これは1カ月当たり置き直しても2,000万医療費がふえてるということで、それを1年間で12カ月掛けますと、2億4,000万が単純に増加したということが要因であると思います。今回、1億1,977万円の赤字となったんで、翌年度の歳入歳出を繰り上げてもらいまして、平成16年度の予算で不足額を予算措置したものでございまして、よろしくお願いたします。

議長（堀口武視君） 松本議員。

11番（松本雪美君） 国保会計というのは、これまでも本当に大変な、払いたくても払えないほど高い人もたくさんおったりとか、もうすぐ赤字になる、また値上げかなと、そういう心配をしながら国保会計を処理されてこられた。我々もそういうふう聞いてましたけれども、実際に今聞いたところによりますと、結局その赤字になった分以上に、老人保健の方から移行された部分がそこへ乗っかってきて、それでこれからの国保の会計にも大きな影響を与えるだろうし、この赤字よりも多い分が重なって負担となってきているということも、今お答えしていただいてよくわかりましたわ。

こういう事態を起こしてきた国の老人保健のやり方、それから国保の方の状況を含めまして、やっぱり制度の改善というのが、これからはもっときちっと改善に向けての主張を国に向けてしていかなあかんのじゃないかなと、そういうふう思うんですけども、市長会とかいろんな形での物言う場所はあるでしょうから、その辺市長さん、どういうふうに対応されていけるのか。国へ向けて物を言うていく、そういう部分を私はやっぱり真剣にとらえてほしいなと、そう思うんですよ。

議長（堀口武視君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 泉南市の国保会計も長らく非常に頑張ってきておるところでございます。しかし、ここに来ましてさらに厳しい状況になってきております。これはやっぱり制度上といいますが、根本的な問題があるということで、大阪府市長会あるいは近畿市長会、全国市長会におきましても、国に対してこの国保事業のあり方について

強く改善を求めています。

もう1つは、事業主体が市町村でいいのかという議論が最近ありまして、例えば都道府県レベルにしなければいけないんじゃないかという議論も一方ではございまして、そのあたりについて私どもも真摯に検討しておるところでございます。

いずれにいたしましても、これからますます高齢化がどんどん進んでまいりますし、この国保事業という運営そのものの根本にかかわる問題だというふうに考えておりますので、これはやはり抜本的な制度改正なり、あるいは仕組みそのものを変えていくということにしないと、もうこれはもたなくなってくるんじゃないかなというふうに思っております。

既にそういう要望を毎年国の方にも上げておりますが、さらに努力をしていく必要があると。これはもう当然全国市長会あるいは全国町村会含めてやっていきますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（堀口武視君） ほかに。 巴里議員。 22番（巴里英一君） 少しお聞きしたいんですが、ここ数カ月前まではいわゆる年金国会ということでなっておりますが、だんご3兄弟ではないですが、年金3兄弟と言われたような形が実は100人。年金100人兄弟かというような形にもなっておりますけども、実は保険という関係から見たら、国民健康保険、一般健保というものと大きく2つあるわけで、そしてそこへ雇用、そして先ほど言いました年金と3保険が1つはセットになっているという形になりますね、一般にね。

そういう意味の中で、国民健康保険に加入しなければならぬ業種と申しますか、人たちですね。これはどの分野まで及ぶのかと。御存じであれば少し教えていただきたいということと、その場合、国会議員を含めて我々市町村会議員までこの国民健康保険の範囲なのか、それは一般健保でもいけるんだということの解釈なのか、いかがでしょうか。

議長（堀口武視君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 御指摘のとおり、国民健康保険以外に社会保険がございまして、この2つが現在の制度の仕組みでござ

いまして、国民健康保険につきましては、主に例えば自由業ですが、いわゆる雇用されておられない方、自由業と申しますか、その方が対象 それだけじゃないですけども、いわゆる社会保険に入っておられない方が対象ということで……（巴里英一君「業種、規定されてるんですよ、これ」と呼ぶ）最近、中小企業なり社会保険に加入すべきところ、一部企業側の方で国保の方に加入されてきつつあるというのが社会的な問題であると聞いております。

ただ、そういう一面もあって、国民健康保険も増加する大きな要因ではないかなと。これも既に大阪府なりともいろいろ議論する中では……（巴里英一君「いやいや、業種を聞いてるんですよ」と呼ぶ）業種は自由業が……（巴里英一君「自由業で何をもちて自由業……」と呼ぶ）

議長（堀口武視君） 個々にやりとりしないでください。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 法的にきちとした答弁させていただきます。しばらく待ってください。

議長（堀口武視君） 平島国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（平島長史君） 社会保険の種類としましては、医療保険、年金保険、雇用保険、災害補償があります。医療保険は主に疾病、負傷などを保障事項として、医療の現物支給……

議長（堀口武視君） 課長、質問者はそういうことを聞いてないんですよ。どういう人がどういう保険に入るのか。業種……。

健康福祉部国保年金課長（平島長史君） 健康保険は5人以上の従業員を使用する事業所ということと、政府管掌保険、健康保険組合、船舶保険、共済等ありまして、国民健康保険は自営業、農林漁業、5人未満の事業所の従業員、それから退職者など国民健康保険に加入することになっております。（巴里英一君「我々は」と呼ぶ）国民健康保険です。よろしく申し上げます。

議長（堀口武視君） 巴里議員。

22番（巴里英一君） 部長ね、この程度はやっぱり最低認識してもらわなあかかんかなと思うんですよ。課長が答えられてるように、基本的には国

民健康保険と一般社会保険と。船員保険であろうが、皆さん方入られてる職員組合などの保険であろうが、これは社会保険ですよ、一般的な。

これは業種別というか、分野別というんじゃないし、それぞれの企業体における保険制度ですね。にもかかわらず、それはそれで全部保険として制度はもう確立されているんですね。今、おっしゃっているように何人以下とか、これ規定されてるのが実は国民健康保険の範囲に入るといふ、こういう理解でまず課長、いいわけですね。

我々議員もそういう意味の中に入ってるという理解でもいいわけですね。そうじゃなきゃならないんですか。それ、どっちなんですか。我々が一般健康保険に入っていると。これちょっとどうなんですかね、法的には。

議長（堀口武視君） 平島国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（平島長史君） もし、議員さんが社会保険に入っておれば、社会保険が優先されるということです。

〔巴里英一君「違う違う。兼業やで、それ。それあかんで」と呼ぶ〕

議長（堀口武視君） 巴里議員。

22番（巴里英一君） 私はA企業に勤めとって、そのままここへ移行して議員になったとします。それで、そのままその健康保険使っとったりしたら、これですよ。わかりますか。あれは何カ月以内に変えなきゃならないんです。一定期間があるんですよ。

そうすると、これは別の問題として出てくるのは、企業がそこが雇用してることになってるんですよ、まだ、健康保険をかけるということは、ということは、税制で問題が片一方に起こってくる。税申告したときにそのA氏、私なら私がそこに雇用されてるということで控除に入るんですよ。申告されるんです。つまり、申告そのものが虚偽の申告になっていくんだということになるんです。

これが健康保険と我々との関係になっていくんです。それを何年か前からずっとさかのぼって調べられるだけの権限あるねんやったら調べてもうたらわかりますけど。そして、そのことが議員でありながら健康保険に加入してないとしたらどうなるのか。既に、法律を守らなきゃならない我

々が法律違反してることになるんですよ。そういう意味を言ってるんです。

だから、国会で厚生年金が問題になってるというんです。これでやめなきゃならない人もおったというんですよ。そういうことでしょうか、切りかえてない。システム的にはいい悪いは別として、それが問題になったということです。保険も一緒なんですよ。僕はさっき3つ挙げたのは、そういう意味のセットもんなんですよと、本来なら。

議員になれば議員としての共済年金がありますね。そこを言ってるんで、私言ってるのが間違っていたら訂正していただいたら結構なんですけど、その点はどういうとらえ方をされてるのか。

議長（堀口武視君） 平島国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（平島長史君） 社会保険は社会政策の手段として最終的には国が責任を持って運営するもので、保険と言っても民間の私の保険と異なるということで、まず一定の要件を備えている人は強制的に加入することとなるということで、国民健康保険以外に入っていない人は強制保険であるということ……。

議長（堀口武視君） 課長、質問者は、議員はどうなるんやと。だから質問者は、社会保険に入ってるものは法的に違反してるんじゃないかと、こういうことを言うてるわけです。

議長（堀口武視君） 平島国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（平島長史君） 社会保険に入ってる場合、ちょっと私の認識不足ですけども、入ってない場合ということで強制的に議員さんももし入ってなかったらという考えで私は思ってたんですけど、ちょっと違う……。ちょっと勉強不足で申しわけありません。

議長（堀口武視君） 巴里議員。

22番（巴里英一君） できたら国保庁でもどこでも構へんから聞いていただいたらいいんですが、大きくは2つしかないというんですね。どちらかに入らなきゃならないんです。議員の身分を得たときには、既にその前の健康保険の形は切らなきゃならない。何でかいうたら、会社がそれを負担することになるんでしょう。

負担するということは、労働日数が要るんですよ。制度においてこれだけ働かなかった、20日

以上働かなければその身分を有しないということになるんです。にもかかわらずやってるとしたら、一方では税制の問題が起こってくるでしょうと言うてんですよ。そういう問題があるんで、議員としては全員が入ってなきゃならないのが国民健康保険でしょうと言うてんです。そのことをもう少し調べていただいて結構でございますから、またお知らせいただければ。何も追及してるわけじゃないんですよ。

そういう意味では、皆さん制度の問題について言ってますけども、みずからがどうなのかということも考えながら、やっぱり市の財政も含めて私自身も考えなきゃならないことがたくさんありますので、反省を込めてこういう質疑をさしてもらってるんで、ひとつよろしく願います。いかがですかね、それ研究してくれますか。

議長（堀口武視君） 課長ね、今の質問者は大変な質問をされてるんで、この辺はちゃんと法的な整理をして議会の方に報告をきちっとしていただきたいと思います。

ほかに。 北出議員。

12番（北出寧啓君） 簡単に1点だけお聞きしたいと思うんですけども、国保の値上げというのが今後やむを得ないというふうな形に、御発言を聞いているとそういうことになってきていると思うんですけども、ただ、その原因ですね。それで問題が基本的には解決全然できないし、制度全体の抜本的改革が必要だというのは市長もおっしゃられたことです。

それと絡めて次の政策的な判断をお聞きしたいと思うんですけども、大きくはもう少子・高齢化社会で、今おっしゃられたように毎年4億4,400万円増加していきだろろうという判断。国保と社会保険との関係がございます。ただ、やっぱりそれが一番大きな問題ですけども、その他ですね。我々が義務として税を支払うだけで公開性がなかなかないというか、例えば医療にしても検査漬けとか、過剰診療とか、あるいは過剰投薬とか、あるいは違法請求なんかもございます。こうしたことの実態が、我々は義務として納税してるわけですけども、余りにも公開不足ではないのかと。

それと、滞納の問題で、これ滞納が大きいので、

高額税支払い義務者に対してさらに負担を増加させるということが、果たしてその平等性においてどうなのかという問題があります。それから、基本的に税率というのは所得税に相関して決定されるわけで、いわゆる自己申告の場合とか、あるいは一応もうすべて換算される場合とか、そういう問題もあります。

そういうことを正確に一応全体を鳥瞰した上で税率の引き上げ等を考えていただかなければ、すべて高額負担者にしわ寄せられて、しかし抜本的な解決もないということに結果すると思うんで、その辺の、確かに日本全国の中で税率が低いというのは、泉南市はかなり、そらもう1けたか2けたの範囲に入ると思うんですけども、しかししたら右倣えのこれからの値上げという形の施策展開が果たして正しいかどうかということは非常に疑問が残りますので、その辺を慎重に配慮していただきたいということを含めて、ちょっと一定の御見解をお聞かせ願いたいと思います。よろしく願います。

議長（堀口武視君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 国保会計にとりましては、高齢化が進む中でさらに厳しい状況が続くと我々も認識してます。泉南市として限度額の問題もございます。他市は50万以上ということで、うちはまだ46万と、ここ10年ほど見直しをしていないという状況もございます。

だから、トータル的に、総合的に制度の中身を吟味して、急激な値上げとか、そういうことにならないように段階的にやっぱり考えていくべきじゃないかということで、国保の審議会もございますし、当然そういう問題になりますと、審議していただかないかんということになりますし、今の制度を総合的に考えた中で値上げもとらえていきたいと、このように考えておりますので、よろしく。

議長（堀口武視君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより報告第5号を採決いたします。お諮り

いたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（堀口武視君） 御異議なしと認めます。よって報告第5号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第12、報告第6号 専決処分の承認を求めるについて（平成16年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（中野克己君）

〔報告書朗読〕

議長（堀口武視君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。中谷助役。

助役（中谷 弘君） ただいま上程されました報告第6号、専決処分の承認を求めるについて、平成16年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

議案書63ページをお開き願います。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました平成16年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

専決理由につきましては、平成15年度介護保険事業特別会計の出納を閉鎖するに当たり、474万2,000円の赤字となりますので、地方自治法施行令第166条の2の規定により、翌年度の歳入を繰り上げて充当の上、決算を行うことから、平成16年度予算において不足額の予算措置が必要なため専決処分したものであります。

議案書65ページをお開き願います。補正の内容であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ474万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億3,822万8,000円とするものであります。

歳入歳出の明細につきましては、69ページから70ページに記載しているとおりであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申

し上げます。

議長（堀口武視君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 成田議員。

18番（成田政彦君） 赤字なんですけど、高齢者がふえて、介護保険というのは今後ますます僕はふえていくと思うんです。ちょっとお伺いしたいんですけど、介護保険が非常に大きな規模になってきとるんですけど、それに比較してデイサービスとかヘルパー派遣会社とか、こういうのがかなりたくさん今できておると思うんです。

介護保険課としては、昨年度に比較してこういうデイサービスとかヘルパー派遣会社にどの程度これ、やっぱり利用者がふえればこういう会社がふえるし、それから和歌山では、過誤請求、非常に架空の請求をしたということで摘発されとるんですけど、そういう点もきっちりされとるのか。サービスを提供する側の状況は一体どういうふうになつとるのか、ちょっと具体的に詳しくお願いします。

議長（堀口武視君） 井上介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（井上 隆君） 成田議員の御質問に答弁させていただきます。

ヘルパーの事業者数につきましては、訪問介護といたしましては、平成15年4月1日では30事業所でありましたが、平成16年4月1日では37事業所となっております。また、デイサービス、通所介護につきましては、平成15年4月1日、7事業所でしたが、平成16年4月1日は8事業所となっております。

次の御質問の事業所に対するチェックというか、不正なサービスがないかということですが、当然おっしゃられるように要介護認定者やサービス利用者の増加に見られるように、制度は定着しつつありますが、その一方で提供させていただきますサービスについて、真に利用者の自立支援に資するものになっているのか、疑問を持たざるを得ないものもあるという指摘がございます。

また、事業者による過度の利用者の掘り起こしや不正請求等、制度の趣旨から見て不適正ないし不正な事例も一部他市町村において見られます。

このような状況を踏まえて、私どもといたしましては、介護サービスが本来の目的に沿った形で

提供され、高齢者の自立支援、また在宅介護に資するものとするために、介護給付の適正化に取り組んでいきたいと考えてるところでありますので、よろしく願いいたします。

議長（堀口武視君） 成田議員。

18番（成田政彦君） それと、もう1つは基金の問題ですけど、基金繰入金として補正、額は少ないんですけど、基金繰入金がことしは4,940万あるんですけど、これは我々はいつも要求してるんですけど、この基金を取り崩して利用料の減免とかそういうふうにせえと言ってるんですけど、そのことは取り組まれとるのか。

それから、ヘルパーの会社が30から37ということは実に2割、こんな加速的にふえていくというふうになったら、多分利用者もふえとると僕は思うんだ。これは間違いないと思いますわ、今。

だから、基金はことしは4,900万積み立てただけで、今後の状況として、ことしで7つこういう会社がふえたんですけど、この推移でいくと介護保険は大変な状況になるんじゃないかと私は思うんですけどね、将来。その点で、基金のこれはどのように今後使うように考えられとるのか、ちょっとお伺いします。

議長（堀口武視君） 井上介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（井上 隆君） 基金の使途、また現在高について、それと基金のこれからの推移について御答弁申し上げます。

平成15年度決算におきましては、平成14年度の決算の剰余金約3,000万円を積み立てさしていただいて、保険給付費の当初の見込みより増加した分に係る財源として4,600万を取り崩しさせていただきました。結果、15年度で初めて1,600万の取り崩しとなったところあります。

平成15年度からの第2期の介護保険料の算定につきましては、この給付準備基金を15年、16年、17年度で1億2,000万円取り崩すことにより、第1期からの介護保険料3,350円という形で据え置きをさせていただいております。

今、おっしゃられるように、平成16年度以降の保険給付が当初の予定よりも増大することが予想されますので、給付準備基金を平成15年度から3年間で1億2,000万取り崩すということで

保険料を算定させていただいてますが、その1億2,000万を超えて取り崩さなければならない状況ということも懸念されますので、今給付の方を見守りながら基金の管理をしていきたいと考えているところあります。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより報告第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（堀口武視君） 御異議なしと認めます。よって報告第6号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第13、報告第7号 平成15年度大阪府泉南市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（中野克己君）

〔報告書朗読〕

議長（堀口武視君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。中谷助役。

助役（中谷 弘君） ただいま上程されました報告第7号、平成15年度大阪府泉南市一般会計予算繰越明許費につきまして御説明申し上げます。

議案書71ページをお開き願います。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、表中にお示する経費について翌年度に繰り越しをしたので、議会に報告するものであります。繰り越し内容につきまして順次御説明を申し上げます。

上段でございますが、桜ヶ丘団地内線改修事業につきましては、地すべり防止ぐいの搬入に時間を要したため、年度内の事業完了が困難となりましたため、事業金額1,474万4,000円を繰り越しているところあります。

続きまして、中段、信達樽井線改良事業につきましては、大型工場の物件補償調査委託業務について、工場内の機械見積もり及び関係機関等との調整に時間を要したことにより、年度内に事業完了が困難となりましたため、事業金額2,940万

円を繰り越しているところであります。

続きまして、下段、市場長慶寺砂川線改良事業につきましては、JR西日本に工事委託している尋春橋のかけかえ工事について、鉄道施設の工事に伴う許可手続に時間を要したことにより、年度内の事業完了が困難となりましたため、事業金額1億3,440万円を繰り越しているところであります。

以上、簡単であります、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（堀口武視君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。 松本議員。

11番（松本雪美君） 理由を述べていただいたのでよくわかりました。ただ、繰越明許ということとで処理されるということは、16年度の中で支払っていかねばならないと、こういうことになるでしょうから、16年度の会計にも大きな影響を与えるだろうと思えますし、15年度そのものの会計は先ほどからも4億1,100万円の大赤字が出てると、こういう中での専決の報告がありましたけれども、これが全部使われてたということになれば、1億7,854万4,000円ですか、この分が事業として組み込まれていたならば、15年度決算についてはもっと大きなこの分の赤字のプラスがあったと、そういうことです。結果的にはこういうふうには処理をしなくてはならないのはよくわかりますけれども、大変な市の財政の結果だと、こういうふうには思います。

ただ、信達樽井線については、おくれたのは機械の整備とか、機械の見積もりとか、そういうふうなことをおっしゃってましたんですけど、調査とか言うてはりましたけど、これはいつごろこの16年度で予算執行することが予定されてるんでしょうかね。その辺だけ聞かしてもらえますか。議長（堀口武視君） 池上都市整備部次長。都市整備部次長併土地開発公社事務局長（池上安夫君） 信達樽井線の繰り越しの内容でございますが、最終の委託業務の工期を7月20日ということにしております。したがって、7月の20日までには調査等につきましては業務が完了するというところでございます。

以上です。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

以上で本報告を終わります。

次に、日程第14、報告第8号 平成15年度大阪府泉南市水道事業会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（中野克己君）

〔報告書朗読〕

議長（堀口武視君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。白谷水道部長。

水道部長（白谷 弘君） ただいま上程されました報告第8号、平成15年度大阪府泉南市水道事業会計継続費繰越計算書につきまして御説明を申し上げます。

議案書の75ページをお開き願います。事業名につきましては第7次拡張事業でございます。平成元年度から平成15年度までの15年間の継続事業で実施いたしておりましたが、継続年度内に支出の終わらなかつた予算につきまして、平成16年度に繰り越して使用するものでございます。

平成15年度継続費の予算現額でございますが、10億6,255万1,483円に對しまして支払い義務発生見込額が3億6,560万9,261円でございますので、差し引き6億9,694万2,222円を翌年度に繰り越しするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（堀口武視君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。 大森議員。

4番（大森和夫君） 7拡張事業の進捗状況をお聞かせ願いたいのと、水道会計状況についてお聞きしたいので、有収率のこれから引き上げの対策とか見直しについてと、りんくうタウンからの収入が大分見込まれるというお話も聞いてますので、その状況。それにかかわって、4年ごとの見直しの水道料金、どんな考え方で取り組んでいられるのか、お答えください。

議長（堀口武視君） 白谷水道部長。

水道部長（白谷 弘君） 大森議員の御質問でございますが、7 拡事業につきましては平成 15 年度でほぼ概成をいたしてございます。ただ、15 年度中に完了しない工事が 5 件ございまして、それらにつきましては今年 7 月の 20 日には完成することになっておりますので、ほぼ完成したということになってございます。

また、有収率の件でございますが、14 年度では 88.8% の有収率でございましたが、15 年度には 88.53 というところで 0.27 ポイント減少してございます。これらの対応につきましては、漏水調査、また石綿管の改修等により有収率の向上を目指していきたいと、このように考えておるところでございます。

それと、りんくうタウンにつきまして、どの程度の収益があるのかということでございますが、現時点ではそう大幅な収益は上がってございません。ただ、りんくうタウンが完成しますと水道企業としてもかなりの収益になると、このように考えてございます。

それと、りんくうにイオンが進出した後、その後企業進出が多数見込まれてる状況でございますので、相乗効果もあり、今後は料金収入も向上するのではなからうかと、このように考えてございます。

また、私ども平成 13 年の 7 月には消費税を含めまして約 25% の料金改定を行ったわけでございますが、そのときには 4 年ごとに見直しを行いたいと、このように説明してきたわけでございます。次の見直し時期としましては、平成 17 年度には料金改定等も視野に入れながら皆様方に御相談申し上げたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

議長（堀口武視君） 大森議員。

4 番（大森和夫君） そうということでありまして、有収率に関しては、前の部長さんは明確な目標を持っておられて、ちょっとそれは達成できなかったんですけども、今の新しい体制になって、有収率の目標とかぜひ持って向上策を打っていきたいとおっしゃってましたけども、その目標を持って取り組んでいていただきたいんですよ。その点どうなのか。

それと、今の状況ではりんくうタウンからの収入が大幅見込みということではないけども、イオン出店後、相乗効果によって収入が見込まれるだろうということでお話しありましたけども、そういう意味でいうと、合併のことを考えますと、ほかの 2 市 2 町では水道会計は大変やというお話がありましたけども、泉南市の方ではそんなに悪くないと、ほかの 2 市 2 町ほど値上げしなくてもええような状況があるというふうに考えていいんでしょうか。

議長（堀口武視君） 白谷水道部長。

水道部長（白谷 弘君） 大森議員の質問でございますが、有収率につきましては、本市の水道部は 90% を目標に努力しているところでございます。

それと、3 市 2 町の合併問題の中で、他の 2 市 2 町の経営が大変だという話でございますが、私どもとしましても、これは全国的な傾向でございますが、少子・高齢化、また節水型の社会の定着により、私どもも今後水の需要の増加を見込めないというような状況でございますので、これからの経営は大変難しいと、このように認識してございます。

ただ、今後につきましては、設備投資については新たな視点から検討し、事業の緊急性など考慮し、できる限り事業の平準化に努力するとともに、後年度負担の軽減を図り、社会情勢に迅速に対応できる経営基盤の整備に努力してまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

議長（堀口武視君） 島原議員。

16 番（島原正嗣君） 簡単に二、三点お伺いをします。

1 つはイオンの関係ですが、これは一般水の供給なのか、工業用水みたいな感じで給水してるのか、お知らせをいただきたいと思います。

これと関連して、本市の場合は工業用水条例がまだ制定されておられませんけれども、現在りんくうタウンにもかなり中小の企業が入り込んでおるんですが、これらはどういう — 一般給水の形でやられてるのか、あるいは工業用水という一定の判断をして、割り引きをして給水してるのか、

そこらあたりをお聞かせいただきたい。

それと、府営水と自己水の関係ですが、恐らく100以上は府営水に依存してるのではないかなと、私はそう判断するんですが、今後府営水の依存率、自己水のあり方についてお答えいただきたい。

それから、男里のある会社においては、井戸を掘ってくみ上げてその企業の運営の工業用水に使われてるようですが、これは自費で井戸を掘って工業用水に使用しようと何に使用と自由ということなのか、一定の法律上の規制があるのかわかるのか、お伺いをしたい。

それから、7拡事業もそろそろ終わりだと、こういうことですが、本来なら15年度末までに終わるということでしたが、この7拡事業が終了した場合には、例えば人口大体10万とか、あるいは9万とか、そういうとこまで給水ができるのかどうかですね。給水人口の規制というんですか、割合をひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それと、もう1点、石綿管の問題ですが、これは議論されてから随分時間がたっておりますが、この7拡事業との関係で、石綿管はほとんど処理をされるのかどうか、取りかえられておるのかどうか、お伺いをしたい。

以上です。

議長（堀口武視君） 白谷水道部長。

水道部長（白谷 弘君） 島原議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、イオン関連の御質問でございましたが、イオンショッピングセンターにつきましては、日量で約1,200立米の使用見込みになってございます。そのうち上水につきましては約500立米程度、また工業用水につきましては700立米程度と、このように積算されてございます。

それで、府営水の件でございますが、府営水につきましては、府の方で行っておりますので、私も関知しない分野でございますが、りんくうタウン内で府営水を使用している企業はどの程度かというのは、私もちょっとつかんでございません。今までの進出企業につきましては、ほとんどが我々の上水を使用していただいと、このよ

うに認識をしてございます。

また、男里の企業で井戸を掘ってるといってございまして、井戸からの取水につきましては、水道部ではこれも管轄外で、ちょっと井戸のことは理解していないので、お願いしたいと思います。

次に、石綿管のことでございますが、平成12年度から国庫補助金の制度を活用し、改良事業を進めてございます。平成16年度におきましても予算計上いたしてございまして、これがすべて終了しますと、約91%の改良となっております。

それで、7拡事業がほぼ概成しまして、これからの人口10万とかに対応できるのかという御質問でありましたが、実際人口が急激に増加しますと、対応はできないと考えております。そのような場合にはまた第8拡等の事業を起さざるを得ないと、このように考えてございます。

ただ、現在では大幅な人口増も見込めない状況でございますので、今後につきましては単年度で予算計上し、事業の平準化を行っていきたくと、このように考えておるところでございます。現在、7拡での対応としましては人口7万7,800人ということになってございます。

府営水と自己水の比率でございますが、現在約75%が府営水でございまして、自己水の比率が約25%。我々としましては25%を絶対切らないよう努力していくと、そういう考え方で運営してございます。

以上でございます。

議長（堀口武視君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） もう意見にかえておきまず、お昼前ですから。

1つは、工業用水の関係ですね。府営水ですからという話ですけども、この単価がどないなってるのか、ちょっと府営水の場合、私わかりませんが、いずれにしても本市としても工業用水のあり方については、将来やはり条例化をして供給するような行政対応をするべきではないかなというふうに思いますので、検討してほしいと思います。

それから、井戸を掘ってくみ上げるのは法的な規制があるかないかちょっとわからんということですから、一回またおたくの方の所管でなくても、じゃ、どこに聞いたらええんかと。下水に聞いた

って、そんなもんわからんということになってくるわけやから、水の問題は水道なのかどこのかということを引きちと明確にして答弁してください。したがって、どこに掘ろうと何をしよう、そういう規制があるのかないのか、法律上。それをきちと調べといてください。

それと、7万7,800人ですか、7拡事業の関係ではということなんです、果たしてそういうことになるのかどうか。これから水不足という面もあるでしょうから、一応推計は推計として現実問題として、これからだんだん、だんだん自己水が減って行って府営水に依存しなきゃならんということになると思うんです。

ただ、問題は、堀河ダム等の立派なダムがあるんですよ。そのダムの有効利用というものをもっと考えた方がいいんじゃないですか。水は人間生活にとっていわば大きな宝であるし、財産なんですから、その水を有効に利用できるような御努力を願いたい。

以上です。

議長（堀口武視君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

以上で本報告を終わります。

審議の途中ですが、1時15分まで休憩いたします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時16分 再開

議長（堀口武視君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第15、報告第9号 平成15年度泉南市土地開発公社経営状況について及び日程第16、報告第10号 平成16年度泉南市土地開発公社経営状況についての以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました報告2件につきましては、いずれも報告書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。中谷助役。

助役（中谷 弘君） ただいま上程されました報告第9号及び第10号は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきこれを報告するものでございます。

それでは、まず報告第9号、平成15年度泉南

市土地開発公社経営状況に関する主な内容について御説明申し上げます。

なお、この報告案件は、去る5月28日に開催されました評議員会に報告し、また同日開催されました理事会で承認されたことをまず御報告申し上げます。本報告につきましては、議案書77ページから85ページに記載いたしております。

それでは、まず83ページをお開き願います。事業収入11億82万5,435円は市等から買い戻しを受けた収入であり、その面積は3万669.3平方メートルであります。また、借入金及び事業外収入合わせて収入合計額は13億1,960万8,904円であります。

次に、支出といたしましては、84ページに記載いたしておりますとおり、事業費の土地取得費は6,411万1,916円で、これは公共事業用地等の先行取得等を行ったものであり、その面積は201.4平方メートルであります。また、管理費、事業外支出、借入金償還金、予備費を合わせた支出合計額は11億7,588万2,065円となっております。

平成15年度土地保有高の詳細につきましては、85ページに記載しておりますとおり、14事業合わせまして107億4,403万1,894円となっております。

以上が報告第9号の主な内容であります。

続きまして、報告第10号、平成16年度泉南市土地開発公社経営状況に関する主な内容について御説明を申し上げます。

なお、この報告案件は、平成16年度の事業計画、予算及び資金計画に関するもので、去る3月30日に開催されました評議員会に報告し、同日理事会において承認されたものであります。本報告につきましては、議案書87ページから99ページに記載しております。

それでは、主な内容について御説明させていただきます。まず、91ページをお開き願います。収入支出予算の総額は12億1,889万6,000円、借入金の限度額は4億9,155万6,000円であります。

92ページをお開き願います。収入につきましては、砂川樫井線ほか4事業に供する6,076.1

8平方メートルの買い戻しに係る公共用地売却収入として7億2,219万円を計上し、その他借入金及び事業外収入を合わせまして総額12億1,889万6,000円を計上しているものであります。

次に、93ページをお開き願います。支出につきましては、砂川樫井線ほか2路線に供する1,338.29平方メートルの土地取得費として3億101万円を計上し、その他管理費、事業外支出、借入金償還金及び予備費を合わせて総額12億1,889万6,000円を計上しているものであります。

以上、簡単であります。説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（堀口武視君） これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。 成田議員。

18番（成田政彦君） 簡単にちょっとお伺いします。

会社の目的というのは先行取得とかあるんですけど、最近、平成14年度の土地の値下がりなんか33%も値下がりしたとということで、当初のこういう会社の目的が大分薄れてきたとということが1つあるんですけど、その点ひとつお伺いしたい。

それから、土地開発公社公有用地明細書を見ますと、信達樽井線と泉南中央公園と泉砂川駅周辺、これだけで大体107億のうちの60%の土地を抱えとるとということになるんですけど、特に私お伺いしたいのは泉南中央公園用地ですね。24億とあるんですけど、これは将来売却予定があるのか、この泉南中央公園用地については一体どういうふうになさるのか、その点をお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（堀口武視君） 池上土地開発公社事務局長。都市整備部長長併土地開発公社事務局長（池上安夫君） 土地開発公社の案件で2点ほど御質問ございましたので、お答えをいたします。

まず、1点目の会社の先行取得する場合の目的等についての御質問でございますが、大きくいいますと会社の先行取得につきましては、事業の円滑化という点がまず1点でございます。

それから、事業ストックを抱えるということで事業費の圧縮というのが目的だったんですが、最近の地価の下落傾向等を考えますと、この点は逆な現象になっておるというのも否めない事実だということふうに思っております。

これからどうしていくかということなんですが、いずれにしても、先行取得しました土地の買い戻しの期間は、極力短期間に買い戻すということで、先行取得してから一般の事業用地に供するまでの間に余り時間をかけないような形。一番いいのは、先行取得するよりも当該年度に直売でやれば一番いいんですが、事業の事業性等々かんがみますと、やはり1年間で用地測量から鑑定、交渉、買収契約というのはなかなか現実的に非常に難しいという側面もあります。

ですから、その辺事前にいろいろ交渉した中で、一定の見込みをつけて、間に合えば当初予算に計上する、もしくは補正予算に計上するというふうな内容に変えていかないと、下落傾向にあるときにつきましては、その辺の事業費の圧縮という目的が達せられないような状況になっておるというのも事実でございます。その辺につきましては、いい方法についてこれからも事業担当とも検討を重ねていかなければならない課題だということふうに思っております。

それから、2点目の中央公園の件でございますが、現地は現在、議員も御存じのように暫定土地利用を図っております。もともと公園用地として都市計画決定した土地を先行取得して、事業が確定するまで公社で管理してる土地という立場でございます。真ん中に通ってます用水路を分けまして、海側につきましては、一般のトラック等の事業用車両に、単年度契約ですが、月決めで暫定的に借地さして借地収入を得てるということふうな状況でございます。

後どうなるかということですが、公社といたしましては、その辺の事業化の見込みにつきましてはまだ立っていないという中で、暫定的に有効な土地利用を図っていくという趣旨で、当面の間は今のよう形で管理をしていくということになるろうかと思っております。

以上です。

議長（堀口武視君） 成田議員。

18番（成田政彦君） 土地の下落が続いとるといことなんですけど、実際持ってる公有地の明細表で大体総額で107億円なんですけど、実際は市が買うときはこの値段で買うかわからないんですけど、民間に例えばこの値段で払い下げるなんていうことは、ちょっと今の土地の値段を見たらこんな高い土地買う人はないと思うんで、実際どれくらい下がるんですか。今、107億になっとるけど、実際の土地の価格は。

議長（堀口武視君） 池上土地開発公社事務局長。都市整備部次長併土地開発公社事務局長（池上安夫君） 公社全体で時価ですね、今の価格ということで、きちっとやる場合は当然鑑定書をすべてとりましてやるんですけど、非常に膨大な費用がかかりますので、そんなにしょっちゅうやれないということで、実は14年の10月1日現在の地価が幾らになるかということで、鑑定書ではございませんが、意見価格というような形で調査したことがございます。

平均しますと取得時の3分の1の地価になっているという答えが出ております。時点が14年10月1日ですので、推定といたしましては、それからまだ下落傾向が続いてますので、若干下がってるといふような状況です。

以上です。

議長（堀口武視君） 成田議員。

18番（成田政彦君） いやいや、するとこの107億というのが3分の1、それぐらいの値段しかないということやね。実際、不良債権みたいなもんだけど、市の場合は都市整備公団みたいに3,000坪という土地をただでくれると、どっかへやるという、そんなことは市は当然できないんで、市長にちょっとお伺いします。

これだけ土地が、107億が3分の1ぐらいの価値しかない。そうすると、結局市が引き取らなあかんと。民間でこんな買わないし、こんな値段で。そういう点で全部が処分できない。その点はどう 土地を計画的に買っていくと、そういうことは市はできると。財政の力がある範囲でいけるけど、そら全部は買われへんということになると、虫食い状態でたくさん土地があり

ますわな。これ一体どういうふうに、こんな民間に売ると言ったら買わないと思うんで、全部が全部市は買われへんし、その辺ちょっと最後にお伺いしたいと思います。

議長（堀口武視君） 向井市長。

市長（向井通彦君） そのうち大きな事業用地というのは、先ほど言われました中央公園あるいは砂川駅周辺ということになるんですが、道路用地なんかは事業中でございますので、これは回転していくというふうに考えてます。

一番大きい中央公園につきましては、当面本池と、この買いました部分を第1期という形で位置づけておりまして、ただ、今の泉南市の状況ではなかなか事業に着手できるという見込みはまだついておりません。

ただ、今、合併協の中の新市建設計画、まちづくり計画を行っておりますが、その中の方へ、継続ではありませんので、新規ですから若干後ろの方に来るともわかりませんが、この中央公園については記念公園的な形で我々としては盛り込んでいきたいというふうにと考えているところでございます。

その他につきましては、個々それぞれ歴史もあり、当時の経緯もあるもんですから、なかなかそう簡単にいかない部分もございますけれども、順次整理できる分は部分的に行ってきております。

ですから、砂川駅周辺でも以前買ったところ若干ではございますが、買い戻して道路の一部にしたりとか、そういう形でやっておりますので、今後とも市で使う部分と、それから場合によってはもう売却ということも含めて検討いたしていくということで、公社の土地利用のあり方というものも検討委員会もつくっておりますので、そこで鋭意整理をして、そしてできるだけ減らしていくようにしたい。

今回、信達樽井線を事業化することによって、かなりこれによってトータルとして減らせるということができておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

議長（堀口武視君） ほかに。 以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

以上で本2件の報告を終わります。

次に、日程第17、議案第1号 泉南市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（中野克己君）

〔議案書朗読〕

議長（堀口武視君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第1号、泉南市固定資産評価員の選任につきまして御説明を申し上げます。

議案書101ページをお開き願います。泉南市固定資産評価員の辻 勇作氏より去る平成16年5月24日付で退職の申し出がございましたので、後任として泉南市助役である中谷 弘氏を最適者と認め選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により議会の御同意を賜りたく、お願いするものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、103ページにお示しをしておりますのでございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（堀口武視君） 本件については、現在本市の助役でありますところの中谷 弘君の一身上にかかわる事件でありますので、中谷 弘君の除斥を願います。

〔中谷 弘君退場〕

議長（堀口武視君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（堀口武視君） 御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

中谷 弘君の入場を求めます。

〔中谷 弘君入場〕

議長（堀口武視君） 次に、日程第18、議案第2号 住民投票の実施に係る投票管理者等の報酬

に関する臨時措置条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（中野克己君）

〔議案書朗読〕

議長（堀口武視君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。中谷助役。

助役（中谷 弘君） ただいま上程されました議案第2号、住民投票の実施に係る投票管理者等の報酬に関する臨時措置条例について御説明申し上げます。

議案書105ページをお開き願います。現行の投票管理者等の報酬について規定する報酬及び費用弁償条例は、公職選挙法に基づく一般選挙のみ適用されるものでありますことから、泉南市の合併についての意思を問う住民投票条例に基づく住民投票を8月22日に実施するに当たり、当該住民投票に係る投票管理者等の報酬に関して報酬及び費用弁償条例に準じた規定を新たに設けるため、本臨時措置条例を提案するものであります。

107ページをお開き願います。それぞれの職における報酬額につきましては、投票所の投票管理者が1万2,500円、投票所の投票立会人のうち立ち会い時間が7時間を超える者が1万1,500円、投票所の投票立会人のうち投票時間が7時間以下の者は5,750円、期日前投票所の投票管理者が1万1,500円、開票管理者が1万2,500円、開票立会人が1万1,500円となっております。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（堀口武視君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 大森議員。

4番（大森和夫君） 投票所の数の 数というか、ふやすところがあるのかね。新家はぜひやしてほしいという話もあって、それに積極的な答弁も市長の方からいただいていたと思うんですけども、この住民投票には関係ないのか。その点についてお答えください。

議長（堀口武視君） 大森議員、議案とちょっと離れてますんで、これは報酬の件の審議でござい

ますので、その辺一度答弁だけいただいて、後お願いいたします。谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 投票所の数につきましては、変更なしということで考えております。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、所管の総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、日程第19、議案第3号 泉南市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例を廃止する条例の制定についてから日程第23、議案第7号 泉南市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの以上5件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案5件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次提案理由並びに内容の説明を求めます。中谷助役。

助役（中谷 弘君） ただいま一括上程されました議案第3号、泉南市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例を廃止する条例から議案第7号、泉南市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例までにつきまして順次御説明申し上げます。

まず、議案第3号、泉南市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例を廃止する条例につきまして御説明申し上げます。

議案書109ページをお開き願います。大阪府医療費助成制度が改正されることに伴いまして、被用者保険本人に対する障害者及び母子家庭医療費の助成制度が、それぞれ泉南市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例及び泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例に基づく助成制度に統合されるため、被用者保険本人に対する医療費の助成について定めていた関係条例を廃止するものであります。

次に、議案第4号、泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案書113ページをお開き願います。大阪府医療費助成制度の改正に伴い、助成の範囲につい

て一部自己負担の導入を図る等の改正を行うため、本条例を提案するものであります。

主な改正点につきましては、115ページから116ページを御参照願います。第4条におきまして、一部自己負担の導入を図り、3歳児までの前期乳幼児については、保険診療医療費から一部自己負担額を控除した額を助成し、3歳児から6歳児までの後期乳幼児については、保険診療医療費のうち入院に係る医療費から一部自己負担額を控除した額を助成することとする改正を行うものであります。

一部自己負担額の詳細は、規則で定めることとしておりますが、1医療機関当たり1日500円とし、その負担の限度は月2日までとすることから、同一医療機関で1カ月1,000円を限度として負担していただくこととなるものであります。

また、その他の改正点につきましては、所要の規定整理を行ったものであります。

次に、議案第5号、泉南市母子家庭の医療費の助成に関する条例につきまして御説明申し上げます。

議案書117ページをお開き願います。大阪府医療費助成制度の改正に伴い、泉南市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例による助成制度を適用していた被用者保険本人への医療費助成を当該条例による医療費助成に組み込むこととし、従来の母子家庭のほか父子家庭を新たに対象に加え、またその助成の範囲についても一部自己負担の導入を図る等の改正を行うため、本条例を提案するものであります。

主な改正点につきましては、119ページから123ページを御参照願います。第2条においては、対象者の父子家庭を加える改正を行い、第2条の2においては、従来の児童扶養手当法の適用を受ける者を対象とし、同法による所得制限規定が間接的に適用されていたものであります。今回新たに同法に準じた所得制限規定を設けることとし、第3条においては、被用者保険本人を新たに対象に組み込み、あわせて助成の範囲について一部自己負担を導入する改正を行ったものであります。

なお、一部自己負担の詳細については、他の制

度と同様となっております。また、その他の改正点につきましては、所要の規定整理をあわせて行ったものであります。

次に、議案第6号、泉南市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案書125ページをお開き願います。大阪府医療費助成制度の改正に伴い、医療費助成の受給対象者の要件等について改正を行うため、本条例を提案するものであります。

主な改正点につきましては、127ページから128ページを御参照願います。第2条の対象者の要件を規定する部分において、従来65歳以上から70歳までの老人で、市民税が非課税の場合について対象とされていたものを改め、65歳以上から70歳までの老人で、身体障害者及び知的障害者並びにひとり親家庭の父、母または養育者として医療助成費を受けることができる者を対象とする改正を行ったものであります。

その他の改正点につきましては、所要の規定整理をあわせて行ったものであります。

なお、経過措置として、現に助成を受けている者については、70歳に到達するまでの間は、改正前の対象者要件により助成を継続することとしております。

次に、議案第7号、泉南市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書129ページをお開き願います。大阪府医療費助成制度の改正に伴い、泉南市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例による助成制度を適用していた被用者保険本人への医療費助成を当該条例による医療費助成に組み込むこととし、対象となる者の所得基準に変更を加え、またその助成の範囲についても一部自己負担の導入を図る等の改正を行うため、本条例を提案するものであります。

主な改正点につきましては、131ページから133ページを御参照願います。第2条において、被用者保険本人を当該条例の対象者として組み込む改正を行い、第2条の2においては、従来所得が1,000万円以内の者を対象としておりました

が、これを改め、規則で定めるところにより、所得が462万1,000円以内の者を対象とする改正を行い、また第3条において、助成の範囲について一部自己負担を導入する改正を行ったものであります。

なお、一部自己負担の詳細については、他の制度と同様となっております。また、その他の改正点につきましては、所要の規定整理をあわせて行ったものであります。

以上、本件の医療制度改正につきましては、議案第3号から議案第7号までを簡単ではありますが、まとめて説明させていただきました。御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（堀口武視君） これより一括して質疑を行います。質疑はありますか。 成田議員。

18番（成田政彦君） 私は総務常任委員でもないし、産建委員でありますので、1点だけちょっとお伺いしたい。

老人医療の本体の問題なんですけど、今度非課税世帯が撤廃されるんですけど、65から69歳で大体何人ぐらいで、1人当たり大体年間どの程度の負担額になるのか。

それから、非課税世帯はどの程度の収入の層までこの9万円払わなきゃなくなるのか。ちょっとその点教えてほしいんです。

議長（堀口武視君） 高橋生活福祉課長。健康福祉部生活福祉課長（高橋 勇君） それでは、成田議員の質問に対してお答えいたします。

まず、人数ですが、今現在、新規に65歳以上になる方が月平均15人います。この制度を設けることにより、来年度より年180人程度が今まで2割負担を府、市で持っていた分が受けられなくなり、すべて従来どおり3割負担となります。

金額についてですが、今、府、市で2割負担をしていたものが基本として6万3,000円ほどの金額になってます。それがすべて自己負担になるということで、自己負担金額が医療費が3割分で9万円の支出になります。

非課税に対しての金額なんですけども、2人で老年者の非課税世帯ということで、所得が125万未満の者が非課税世帯となっております。

以上でございます。

〔成田政彦君「人数、非課税世帯の65歳から69歳。今後新たに……」と呼ぶ〕

議長（堀口武視君） 個々にやりとりしないでください。

健康福祉部生活福祉課長（高橋 勇君） 非課税世帯の人数ですか。 16年度の試算で1,070名。

以上でございます。

議長（堀口武視君） 成田議員。

18番（成田政彦君） 125万ぐらい、月に10万円ぐらいの収入の人が、新たに今までに6万円に加わって9万円というんですから、実にこの人たちの10%近くが医療費として払わなあかんと。これ一部負担の500円は除きますので、これは非常に大変な高齢者に対する負担になってくると。

今後、経過措置でちょっと若干あるんですけど、平成18年以降になるとかなりこのお金が浮いてくるということで、最後に市長に、年間125万の人が年間9万円の医療費を払わなあかんとという大変な状況になるんですけど、何か違う方法で

健康であれば医療にかからんで済むんですけど、やっぱり健康を維持するために市としては施策、平成18年で2,600万、平成19年で3,400万、平成20年で4,200万市が負担せんで済むことになるんですけど、乳幼児とか母子とかには余り変わらないんですね。一部負担500円だけど、特に老人に対しては非常に冷たい制度、今度は極端に冷たいんですけど、若い母子とか乳幼児、そういう世代については、少子・高齢化社会で府もきちっと面倒見るんだけど、高齢者だけに対してこういう冷たい仕打ちをするんで、市として高齢者については浮くんですかね。その点はどのように考えてますか。

議長（堀口武視君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回の改正によりまして、府の負担率の問題もありますけれども、トータルとしては市の持ち出しが軽減されてくるということでございます。

ただ、それについては、今後は施策の方で対応していこうというふうに考えておりまして、これはいわゆるビルド事業ということで、大阪府と、

それから市町村が一緒になりまして、今年度このビルド事業の計画をつくっていくということになっておりますので、その中から真に市民の皆さんに活用いただけるような、あるいはためになるような、そういう施策を新たに次年度以降展開をしてみたいと、そういう形で還元をしていくという考えを持っております。

議長（堀口武視君） 成田議員。3回目です。

18番（成田政彦君） 前回のときにもこの老人保健の改悪のとき、平成12年の2月ですか、メニューを出して、僕もあのとき市長に質問したんですけど、31事業かな。なかなか市で徘徊事業とか何か、余り適用されないような事業がかなりあったもんで、今度ビルドやるなら具体的に多くの方が利用できるような、そういう徘徊とかほとんど使っていないと聞いたもんで、そういう点で市としても積極的に、使われんようなそんな府がつくるんじゃないかと、もっと多く利用できるような制度を私はつくるべきだと思う。その点どうですか。

議長（堀口武視君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ですから、市長会でも大阪府が独自でこういうメニューをと出してきても、市町村でそれが本当に必要なかどうか、あるいは利用があるのかどうかというのも検討しないといけないということで、府と市、町村もありますが、そこから一緒になりまして、ビルド事業の施策のメニューづくりといいますか、お互いに連携しながら、本当の意味で活用に価するような、そういうメニューをつくっていこうということで委員会をつくっておりますので、我々府と市と一緒に今それを策定中ということでございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

以上で本5件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第7号までの以上の5件は、所管の厚生消防常任委員会に付託いたします。

次に、日程第24、議案第8号 泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（中野克己君）

〔議案書朗読〕

議長（堀口武視君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。中谷助役。

助役（中谷 弘君） ただいま上程されました議案第8号、泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書135ページをお開き願います。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成16年3月26日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例に所要の措置を講ずる必要から、本条例を提案するものであります。

次に、137ページから138ページを御参照願います。改正内容につきましては、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、別表中の退職報償金の支給表において最高額であります30年以上勤務の者が団長である場合の92万7,000円を92万9,000円に、最低額であります5年以上10年未満勤務の者が団員である場合の14万2,000円を14万4,000円に一律2,000円の引き上げを行うものであります。

この条例の適用につきましては、平成16年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用するものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（堀口武視君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第8号は、所管の厚生消防常任委員会に付託いたします。

次に、日程第25、議案第9号 泉南市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（中野克己君）

〔議案書朗読〕

議長（堀口武視君） 理事者から提案理由並びに

内容の説明を求めます。中谷助役。

助役（中谷 弘君） ただいま上程されました議案第9号、泉南市火災予防条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書139ページをお開き願います。総務省消防庁次長通知が発令されたことを受け、近年における喫煙率の低下及び喫煙に関する社会情勢の変化に対応する必要性から、消防長が指定する場所の喫煙に係る措置を規定する部分について改正を行うこととし、あわせて防火対象物の大規模化、高層化、複雑多様化に伴い、さまざまな形態の劇場等が建設されていることに対応する必要から、客席及び避難通路に関する基準を定める規定についても改正を行うため、本条例を提案するものであります。

改正内容につきましては、141ページから142ページを御参照願います。

まず、第23条第4項におきましては、従来防火対象物の一部に適当な数の吸い殻容器を設置した喫煙所を設け、標識等を掲示しなければならないとされていたものを、近年の喫煙率の低下等を勘案し、全面的に禁煙とし、喫煙所を設けないとするか、適当な数の吸い殻容器を設置した喫煙所を設けるかを選択できることとしたものであります。

第5項におきましては、劇場等において喫煙所を設ける場合でも、一部の階において全面的に禁煙を確保するため、消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた階は、喫煙所を設けないことができることとしたものであります。

第6項におきましては、劇場等に設ける喫煙所の床面積の合計を利用人員、その他の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、客席の床面積の30分の1以上としなくてもよいこととしたものであります。

次に、第35条及び第36条につきましては、さまざまな形態の劇場等の建設が見込まれることから、劇場等の客席に関する基準を定める規定中において、従来特定の事項についてのみ特例を定めていた規定を削除し、新たに第36条の2を新設することにより、さまざまな基準に対して弾力的に特例を適用し、多種多様な劇場等の客席形態

に対応できることとする改正を行うものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（堀口武視君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 松本議員。

11番（松本雪美君） 喫煙に関してはかなり厳しい対応をせねばならないというふうに法律が改正されると、条例が改正されると、そういう状況ですから、この泉南市で今度の条例を改正された場合、それに適用する施設というのはどんな施設があるのか。

それとも、例えば公民館やとか人がようけ集まる場所、例えば学校とか、そういう公民館や老人集会場、文化ホール、あいびあなど、そういう公共施設ですね。それから、保健センターやとか、そういう公共施設全般にわたって全部適用されるのかどうか、その辺についてお答えください。

議長（堀口武視君） 西川消防長。

消防長（西川勝文君） お答えいたします。

この条例に係る部分ですけども、消防施行令の別表第1に掲げる1項のイとしまして劇場、映画館、演芸場または観覧場、口として公会堂または集会場、4項の百貨店、マーケット、その他の物品販売を営む店舗及び展示場、16項の2の地下街、17項の文化財保護法に規定する重要文化財の施設でございます。

本市の部分でございますけども、公共施設におきまして、文化ホール、あいびあ、体育館等が含まれるものと見込んでおります。市役所につきましては15項だと思っておりますけども、市役所は含まれておりません。

以上でございます。

議長（堀口武視君） 松本議員。

11番（松本雪美君） そうしますと、この条例を適用する場所については、当然ここに今度の改正にあるような形で喫煙所を設けるなどせねばならないというふうなことが起こってくるわけですけども、理事者の方の対応としては、こういう厳しい事態になったときにどういう形で対応されていけるのかなと、そういうふうに思うんですよ。

大阪府下でも最近はこういう公共施設そのものは、学校なんかも含めまして、議会もそういうことも含めまして全面禁煙になってるところが大分ふえてきました。38.6%まで44市町のうち実施されてるそうですわ。

そういう点では、この条例が制定されたのを機会に、いろいろと喫煙、禁煙の事態をこの条例に合わせたものに変えていくということで対応されていくべきだと思うんですけども、答えていただくことはできるんでしょうかね。

議長（堀口武視君） 西川消防長。

消防長（西川勝文君） 再度の質問でございますけども、この条例が改正されれば、市の担当員等に消防本部に寄っていただきまして、この改正案について説明いたしまして、施設改善をやっていたきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀口武視君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、所管の厚生消防常任委員会に付託いたします。

次に、日程第26、議案第10号 平成16年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（中野克己君）

〔議案書朗読〕

議長（堀口武視君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。中谷助役。

助役（中谷 弘君） ただいま上程されました議案第10号、平成16年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

平成16年度大阪府泉南市一般会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めものである。

議案書の143ページをお開き願います。補正内容につきましては、歳入歳出の総額にそれぞれ2,585万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ215億8,641万3,000円とする

ものであります。

それでは、歳出の主なものにつきまして簡単に御説明申し上げます。

148ページをお開き願います。合併についての意思を問う住民投票費の1,776万5,000円は、3市2町の枠組みでの合併に対して住民意思を確認するための住民投票を単独で実施することによる経費を補正するものであります。

次に、149ページをお開き願います。非常備消防費の負担金、補助及び交付金17万2,000円は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正により、同共済の掛金が引き上げられたことによる経費を補正するものであります。

同じく指導費の報償費70万円は、不登校、問題行動などの未然防止、早期発見、早期対応など学校運営の課題や児童虐待への対応等に関する調査研究を実施するため、小学校に相談員を配置することに要する経費を補正するものであります。

同じく公債費管理基金費の積立金721万9,000円は、箕面市から競艇事業収益に基づき寄附されたものを基金に積み立てるため補正するものであります。

なお、歳入の明細につきましては147ページに記載のとおりであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（堀口武視君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第10号は、所管の総務文教常任委員会に付託いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回本会議は来る29日午前10時から継続開議いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日はこれにて散会といたします。どうもお疲れさまでございました。

午後2時6分 散会

(了)

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 堀 口 武 視

大阪府泉南市議会議員 稲 留 照 雄

大阪府泉南市議会議員 南 良 徳